

各市町村教委教育長
各高等学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

殿

奈良県教育委員会教育長

令和 5 年度奈良県高等学校等奨学金の追加募集について（通知）

本年 4 月に募集しました「修学支援奨学金」及び「育成奨学金」について、下記により追加募集を行いますので、生徒への周知及び申請について特段の配慮をお願いします。

記

- 1 募集概要 別紙 1 のとおり
- 2 受付期間 令和 5 年 9 月 1 日（金）～令和 5 年 9 月 29 日（金） 必着
- 3 募集人数 180 名程度
- 4 その他 申請者には、次の書類を配付してください。
 - ① 「奈良県高等学校等奨学金貸与申請書」等申請書類一式（※）
 - ② 別紙 2 「奈良県高等学校等奨学金（追加募集）に申請されるみなさんへ」（2 ページ目の下部にある「在籍校の奨学金担当窓口」欄に必ず各学校名と連絡先を記載の上で配付すること。）

（※）奨学金の概要・各種様式・記入例については、学校支援課ホームページ又は 4 月募集時配付の「奈良県高等学校等奨学金 申請のてびき（令和 5 年 4 月版）」を参照すること。
その他不明な点がある場合は下記まで問い合わせること。

（担当） 奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係
〒630-8502 奈良市登大路町 30 番地

TEL 0742-27-9859

FAX 0742-27-8112

URL <http://www.pref.nara.jp/13014.htm>

奈良県高等学校等奨学金の追加募集について

I 募集概要

*募集については、「奈良県高等学校等奨学金申請のてびき(令和5年4月版)」を確認すること。
ただし、一部修正があるので「II追加募集におけるてびきの修正」を、必ず確認すること。

I 申込資格	(現在貸与中の者は申込不可)
--------	----------------

(1) 修学支援奨学金(全学年対象)

- ① 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は高等専門学校に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者)が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、著しく修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

[注1]④について：世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること

(2) 育成奨学金(全学年対象)

- ① 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)又は専修学校の高等課程(規則に定めるものに限る。)に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者)が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

[注2]①について：特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による経費の支給を受けている者へは貸与不可。

③について：学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上であること。
(5段階評価、小数第2位四捨五入)

高等学校等第1学年の在学申請においては、中学校の全教科の評定平均値又は高等学校等の1学期の評定平均値とする。ただし、中学校の評定平均値は、中学校第3学年時又は中学校第1学年から中学校第3学年までの全教科の評定平均値のいずれかとする。高等学校等第2学年、第3学年の在学申請においては、高等学校における前年又は前年と前々年の全履修科目の評定平均値とする。

④について：世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍(特に意欲があると認められる場合にあっては、予算の範囲内で3.0倍)以内であること。

2 申込み及び決定

(1) 提出書類

「奈良県高等学校等奨学金申請のてびき（令和5年4月版）」と共に配布した様式を複写して利用すること。（奈良県教育委員会事務局学校支援課のHPにも様式・記入例を記載している。）

◎新規申請（在学）

- ① 貸与申請者一覧表（新規申請者用）
- ② 奨学金貸与申請書[第1号様式]
- ③ 在学校の校長の推薦書
- ④ 市町村長発行の課税証明書等（扶養人数、所得金額、課税金額、社会保険料等の控除金額、非課税の場合は非課税理由が記載されたもの。原則として世帯全員分が必要であるが、被扶養者であることが課税証明書等で確認できる場合は不要。）

＊今回の申請では、令和5年度課税証明書が必要（令和4年度分）

- ⑤ 住民票謄本（世帯全員分）（記載事項欄に省略のないもの）
- ⑥ 連帯借受人の印鑑登録証明書（最近3か月以内に発行されたもの）
- ⑦ 請求書（後期分のみ）
- ⑧ 口座振替申出書（通帳のコピーを添付）
- ⑨ 借用証書
- ⑩ 申請印確認票

(2) 書類の経由

申請書類は、各学校の校長を経由して教育長へ提出すること。

(3) 決定通知

奨学金貸与申請に係る審査の結果については、各学校を通して通知する。

（令和5年11月下旬から12月上旬を予定）

3 貸与月額

*今回申請分の貸与期間は、今年度の後期分（令和5年10月分）からの貸与となる。

区 分		奨 学 金 の 額		
		自 宅	自宅外加算 (5, 0 0 0 円)	へき地加算 (1 2, 0 0 0 円)
生活保護法の高等学校等就学費の給付を受けている者	国・公立	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	—
	私 立	1 7, 0 0 0 円	2 2, 0 0 0 円	—
その他の者	国・公立	1 8, 0 0 0 円	2 3, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円
	私 立	3 0, 0 0 0 円	3 5, 0 0 0 円	4 2, 0 0 0 円

- ※ へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第2条に規定する「へき地学校(小学校に限る。)」の通学区域に居住する生徒に対しては、希望すればへき地加算金月額1万2千円を加算して貸与できる。
- ※ へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第2条に規定する「へき地学校(小学校に限る。)」の通学区域に居住する生徒で、生活福祉資金の修学資金の貸与を受けている場合は、へき地加算金月額1万2千円を貸与できる。
- ※ 「へき地学校(小学校に限る。)」の「小学校」については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第38条ただし書の規定により小学校に代わり義務教育学校を置く市町村にあっては当該義務教育学校を小学校とみなす。
- ※ 申請時と状況が変わり貸与額が変更になる場合は、その旨を授業料奨学金係に連絡し、貸与月額変更事由発生届を提出すること。

II 追加募集におけるてびきの修正

項目 (てびきの頁)	修正前	修正後
育成奨学金の学習成績の評定 (2頁：(注3)について 枠内)	ウ 高等学校等の1学期中間 <u>考査終了時の</u> 評定平均値	ウ 高等学校等の1学期の <u>評定平均値</u>
在学校の校長の推薦書(9頁：下5行)	育成奨学金を希望する者のうち、 中学成績の評定平均値が3.0未満の申請者の取扱いについて ①評定平均値の記入欄下のボックスにチェック、評定平均値記入欄は空欄のまま提出。 ②その後、中間考査等終了時の評定平均値を提出(様式は問いません)。 ※ただし、その際の高校成績で評定平均値が3.0未満の場合も、必ずその成績を提出してください。	(削除) *ボックスのチェックは、なくなります。
<7>所得に関する証明書 (14頁)表中の「③上記のいずれにも該当しない世帯」の「必要書類」欄	※令和4年度課税証明書(令和3年分所得に関する課税証明書)は必ず提出していただきますが、所得の状況が変動し、令和4年分における所得の方が現状を反映している場合、次のア～ウの追加書類で所得を確認します。 ア 令和4年分の確定申告書(令和3年分不可。税務署の受付印のあるもの)の写し イ 令和4年分の源泉徴収票原本(令和3年分不可。原本でない場合は照合のうえ原本確認者の署名押印をお願いします。) ウ 令和5年度課税証明書	※令和5年度課税証明書が必要です(最新のもの)。

奈良県高等学校等奨学金（追加募集）に申請されるみなさんへ

1 制度の目的

この制度は、勉学する意欲がありながら経済的な理由により、修学が困難な人に奨学金を貸与することを目的とします。

2 対象者 修学支援奨学金・育成奨学金それぞれ、①～⑤の各号を満たす人が対象です。

修学支援奨学金（全学年）

- ① 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）又は高等専門学校に在学している人。
- ② 親権者又は未成年後見人（貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者）が県内に住所を有している人。
- ③ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められる人。
- ④ 経済的理由により、著しく修学が困難と認められる人。
- ⑤ 地方公共団体、その他公共的団体から学資の貸与、又は給付を受けていない人。

（注）④について

家族全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること。

育成奨学金（全学年）

- ① 高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む）又は専修学校の高等課程（規則に定めるものに限る）に在学している人。
- ② 親権者又は未成年後見人（貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者）が県内に住所を有している人。
- ③ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる人。
- ④ 経済的理由により、修学が困難と認められる人。
- ⑤ 地方公共団体、その他公共的団体から学資の貸与、又は給付を受けていない人。

（注）③について評定平均値が3.0以上であること。

④について

家族全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍（特に意欲があると認められる場合にあっては、3.0倍）以内であること。

※ 予算枠があるため、全員採用されるとは限りません。

3 貸与月額

区 分	国・公立	私 立
貸与基本月額	18,000円 (5,000円)	30,000円 (17,000円)
自宅外加算	5,000円	(5,000円)
へき地加算	12,000円	(-)

※（ ）は生活保護の高等学校等就学費の給付を受けている方の金額です。

※へき地加算は、へき地対象地域にある自宅から通学している方に限ります。

4 貸与時期と方法

貸与時期 今年度後期分から（12月中旬振込予定）

貸与方法 借受人（生徒）本人名義の銀行口座に振込入金します。

5 申込み締切と書類

申込締切 学校ごとに設定（在籍校にご確認ください）

※申請書類は在籍校でとりまとめて、推薦書等を追加し、教育委員会学校支援課に提出されます。

（学校から学校支援課への締切…9月29日（金））



申込みの提出書類 用紙は在籍校で受け取ってください。

- ① 貸与申請書〔第1号様式〕
 - ② 請求書(後期分)〔別紙様式4〕
 - ③ 奨学金借用証書〔第6号様式〕
 - ④ 口座振替申出書兼相手方登録依頼書〔別紙様式3〕
(通帳の確認事項が記載されたページのコピーを添付してください)
 - ⑤ 申請印確認票(①~④で押す印をこちらにも押印して提出してください)
 - ★⑥ 住民票謄本(家族全員)(最近3か月以内に発行されたもの)・・・原本
記載事項欄の省略のないもの<ただし本籍地・マイナンバーは不要>
 - ★⑦ 所得に関する市町村長発行の課税証明書・・・原本
(令和5年度の課税証明書。扶養人数、所得金額、課税金額、社会保険料等の控除金額、非課税の場合非課税理由が記載されたもの。原則として世帯全員分が必要ですが、被扶養者であることが生計支持者等の課税証明書で分かる方は不要。)
※生活保護を受けている世帯の方:生活保護受給証明書、あるいは生活保護決定通知書の写し(世帯全員の氏名確認のこと。記載のない者は、上記の所得に関する市町村発行の証明書が必要)
 - ★⑧ 連帯借受人の印鑑登録証明書(最近3か月以内に発行されたもの)・・・原本
- ★印の書類は市役所・町村役場などで取得してください。

※その他、締切後に追加書類の提出を求める場合があります。

書類の提出先 上記①~⑧をまとめて、在籍校に提出してください。

決定通知 審査の上、貸与の可否について各在籍校を通じて通知します。
貸与決定者には、貸与決定通知書が発行されます。(11月下旬~12月上旬予定)

6 返還について

在学期間中に貸与(貸付)を受けた総額を、卒業等又は辞退後6ヶ月経過したのち、10年以内に返還しなければなりません。

返還方法

- ・返還方法は半年賦または月賦で、10年以内の均等払いです。繰上返還や一括返還も可能です。
- ・半年賦の場合は毎年8月頃と12月頃が返還時期となります。
- ・原則として月賦・半年賦とも口座振替で返還していただきます。
- ★ 各返還期日までに返還しなかった場合は、返還期日に関わらず貸与を受けた奨学金の返還残額について一括返還の請求をすることがあります。
- ★ 滞納者には、係員が自宅等へ訪問し、今後の返還方法について相談することがあります。また、支払督促の申立てから強制執行に至るまでの法的手続きをとることがあります。

7 延滞金について

返還時期を過ぎて返還をしなかったときは、延滞金(年 10.95%)が加算されることとなっています。

8 より詳しい内容について知りたい方は

■奈良県高等学校等奨学金のページ <http://www.pref.nara.jp/13014.htm>
(右のQRコードからもアクセスできます)



■在籍校の奨学金担当窓口 TEL _____

担当: _____

■奈良県教育委員会事務局 TEL 0742-27-9859(直通) 平日 8:30~17:15
学校支援課 授業料奨学金係 〒630-8502 奈良市登大路町30